関係自治体衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所での 食中毒対策について

今般、7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、 多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、 重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、下記により食中毒の発生防止及び 発生時の情報共有について特段のご配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供 については、当面の間、電話、メモ又はメール等で差し支えないことを申し添えます。

記

- 1.「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」に基づき、添付した リーフレット「食中毒予防のために!~避難所で過ごされる方へ~」等を活用し、継続 的な避難所における食中毒予防の啓発をお願いします。
- 2. 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第58条第3項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、食中毒被害情報管理室への情報提供をお願いします。
- 3. 上記の他、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、食品監視安全課にご連絡下さい。

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf

「食中毒予防のために!~避難所で過ごされる方へ~」

https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000331048.pdf

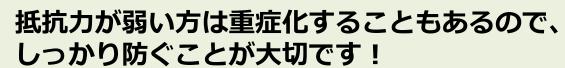
食中毒予防のために!

~ 避難所で過ごされる方へ ~



食中毒が発生しやすい季節です! 気温・湿度が高いと、

- ✓ 食べ物が腐りやすくなります!
- ✓ 食中毒が起きやすくなります!





食中毒を起こさないために

- ▶ 避難所では、出された食事はすぐに食べましょう。
 ※時間が経ち過ぎたら、思い切って捨てましょう。
- ▶ 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。 水が十分に確保できない場合には、ウェットティッ シュなどを活用しましょう。
- ▶ 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。

🛕 体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を!

